

発議第4号

令和5年3月17日

木津川市議会議長 森本 隆 様

提出者 木津川市議会議員 西山幸千子

賛成者 木津川市議会議員 山本しのぶ

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の
保障を求める意見書について

上記の意見書を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の
保障を求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が生じているという現実がある。

日本国憲法前文では、「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の災禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」している。

しかし、ここ宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故。2017年12月の緑ヶ丘保育園に米軍機のものと思われる部品落下事故、普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故。2021年11月には宜野湾市役所北側の住宅の玄関先に米軍機からのステンレス製水筒落下事故などが相次ぎ、生命と財産が常に脅かされてきた。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物P F A Sが検出され、2022年8月には普天間第二小の土壌からも米国基準値29倍のP F A Sが検出された。このことは、より守られるべき子どもたちの安全と生命が危険にさらされているということである。

これらのことは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

よって、木津川市議会は下記のことを強く要請する。

記

- 1 場周経路を遵守し、学校上空を飛行禁止にすること
- 2 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所土壌の入れ替えを行うこと。
- 3 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

木津川市議会議長 森本 隆

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）